

## <一般質問>

### (一問目質問)

無所属の神原宏一郎です。よろしくお願ひします。

通告どおり4点の案件について質問、提案、要望させていただきます。

①まず、事業系一般廃棄物の処理手数料について、3月議会で質問させていただきましたが、納得できていません。事業系一般廃棄物の処理に関して、法律上、処理責任は排出事業者であり、本来その中間処理、最終処分の費用は事業者自身が負担することが原則のはずです。豊中市は業者が事業系ごみを搬入した場合、処理手数料として1kg当たり6円徴収しています。しかし、実際の処理費用は昨年度約12円です。その差額、約6円は市が税金で負担しています。事業系一般廃棄物は毎年約6万トン排出され、年間の事業系ごみの排出に対する市の税金投入額は昨年度で約3億5千万円です。このことは法律に違反していると思いますし、あきらかに税金の無駄遣いをしていると考えますがどうお考えでしょうか？

事業系一般廃棄物の処理に多額の税金を投入することに、市民が納得すると到底思えません。営利目的の活動により、排出された事業者のごみの処理費用をどうして市民の税金で負担する必要があるのでしょうか？

また、3月議会で事業系一般廃棄物の処理手数料を実質処理費用に見合う水準に改正するように求めたところ、市からは「高額に設定することで生じる不法投棄の懸念、市民への価格転嫁への配慮から、一定の税負担は必要である。」との回答がありました。しかし、大阪府内では堺市、八尾市、松原市、富田林市、河内長野市で、実質処理原価と同額ないし、それに近い額の処理手数料を設定しており、事業系ごみの処理に対する税金負担はほとんどありません。しかも、処理原価を上げたから不法投棄が増えたといった事はないそうです。このことについてどう思われるでしょうか？お答え下さい。

## <答弁>

事業系一般廃棄物の処理手数料に関するご質問にお答えします。

一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る処理手数料につきましては、地方自治法第228条第1項の規定によりまして、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条に定めており、また、豊中市伊丹市クリーンランドでは、ごみ処理施設使用に関する条例第2条で施設使用料を定めております。

これらの料金の設定については各自治体に一定の裁量を与えられているものでございます。

本市では、これまで事業者から排出される一般廃棄物の収集、運搬及び処分に  
関する処理手数料について幾度かかの料金改定を重ね、現在、10 キログラムごとに

190円と定めております。また、豊中市伊丹市クリーンランドでは、施設使用料として10キログラムごとに60円を定めております。

本市の料金設定に際しましては、多くの事業所が市の許可業者に委託している現状を踏まえ、近隣自治体との料金水準の均衡、ごみ排出事業所に対するごみの適正処理と減量への誘導、家庭系ごみに排出する危険性と不法投棄増加の懸念や、市民への価格転嫁への配慮、さらには、一般家庭から出る臨時ごみ等の料金水準との整合性、原価との乖離の圧縮と激変緩和など、これらの要素を加味して、現状として一定の額を税負担しているところでございます。

いずれにいたしましても、一般廃棄物の処理手数料につきましては、4年ごとの見直しを原則として平成22年度を予定しているところであり、今申し上げた要素を考慮し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

②次に千里文化センターの内装についてですが、3月議会で千里文化センターの内装は、全面が真っ白なため、市民から様々な意見を頂き、その解決策として壁に展示する作品を市民に公募してはどうか。と提案し、市からは、「「白い内装」を多様な活用ができるような空間ととらえることも可能。作品の公募については、絵画等を募集して展示するなど検討していきたい。市民の方々とアイデアや意見を出し合い、議論を重ねていきたい。」と答弁を頂きました。約半年が経過しましたが、何か進展はあったのでしょうか？

先月と今月開かれた千里文化センター市民運営会議に傍聴者として参加させて頂きました。しかし、2回の会議では全く、コラボの内装についての話は出てきませんでした。この会議でコラボの内装について検討する予定があったのでしょうか？市民の方々とアイデアや意見を出し合い、議論を重ねていきたいと仰っていましたが、市としてコラボの内装についてどのようにしていくのか、いつ頃までに何らかの検討結果を出し、それに取り組もうとお考えなのか、お答えください。

<答弁>

千里文化センター「コラボ」についてのご質問にお答えします。

「コラボ」の運営については、市民の方々とアイデアや意見を出し合い議論を重ねることを大前提としております。今年度は議論の場の土台となる「千里文化センター市民運営会議」を立ち上げ、公募市民と学識経験者、行政が同じテーブルについて、議論をしております。

今後、市民運営会議に加えて、フォーラムを実施するなど、より多くの市民の方々の意見やアイデアを出し合う場を設ける予定です。

市民運営会議では、千里文化センターの今後のあり方や事業のあり方を検討する

ことを目的としており、今年度はこれまでの文化センターになかった新しい空間としての「多目的スペース」と「屋上」の活用方法を中心にとりあげています。ご質問の壁面の活用については、その延長線上にあるものであり、今後市民運営会議の中で検討するものと考えております。

またこの10月に開催予定の「コラボまつり」では、壁面利用の具体的な実践として、公民館グループの作品展示を試行的に実施いたします。

このような取り組み積み重ねながら、活用方法や利用のルールなども市民と一緒に検討することによって、多くの方々に親しまれ、利用される施設にしていきたいと思いますと考えております。

③次に自動販売機の設置使用料の徴収について伺います。大阪府では、これまで、年額約1万円の設置使用料(場所代)と電気代などの光熱水費の実費負担だけでしたが、議会からの申し出や、行政としても「自動販売機の設置使用料が周辺の民間相場とかけ離れている」との認識から、公募入札の導入を実施するに至ったそうです。今年3月に第1弾として332台の自動販売機の設置使用料を公募入札で行った結果、自動販売機設置使用料による府の収入がこれまで約500万円だったのが、何と約3億円になったそうです。設置使用料が1台当り平均して年額約90万円の落札額となったそうです。

現在、市役所内及び市有施設内に合計何台の飲料水の自動販売機があり、どのような形で、どういった個人・団体に設置許可をされているのかお答え下さい。

#### <答弁>

自動販売機の設置使用料に関するご質問にお答えいたします。

現在、本庁舎を含む市有施設における自動販売機のうち、飲料水用の自動販売機につきましては92台が設置されております。

このうち47台については市立豊中病院や上下水道局、また財団法人豊中市スポーツ振興財団が運営する体育施設は行政財産の目的外使用許可に基づき設置を行っております。

残り45台を設置する、本庁舎や他の市有施設につきましても、職員や施設に訪れる方への利便性を図るため、用途又は目的を妨げない限られたスペースに中で行政財産の目的外使用で許可を行っております。

許可しておりますのは、職員の福利厚生を目的とした財団法人豊中市職員厚生会、母子家庭の援助団体である社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会、障害者の方への支援団体である NPO 法人豊中市障害者就労雇用支援センターなど営利を目的としておられない団体に対し許可を行い、販売機に使用された電気代は徴収しております

が、設置使用料については免除しておりますのでよろしくお願いいたします。

④次に自治基本条例における市長の責務についてですが、私は、条例での記載内容が満たされていないと思います。

自治基本条例の逐条解説に、第10条「市長の責務」の趣旨は「選挙の際に公約を掲げて当選し就任した市長が、有権者である市民の信託にこたえ説明責任を果たすべきである。市長が自らの政策について、その目標を明確に設定するとともに、これをいつまでに達成するのかということ、財源確保の方法とともに明らかにした施策及び計画を策定しなければならない。さらに、推進状況について、着手した事業や完了した事業をリストアップするといった方法などにより、毎年公表していかなければならない」とあります。

以上が市長に課せられた責務です。市長が就任して2年以上が経ちましたが、どれだけの市民が市長の選挙公約・公約達成度・公約の今後の達成計画について、把握しているとお考えでしょうか？見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

自治基本条例に定める「市長の責務」に関するご質問にお答えします。

「市長の責務」については、自治基本条例第10条において、政策の実現に向けて施策等を策定し推進に努めることと、その推進状況を毎年公表することが定められています。この規定は、本来は政治の問題として取り扱われるべきとの考えもある中で、有権者である市民への説明責任を果たすべきとの観点からあえて設定した経過があり、努力義務となっています。

現在の対応としましては、選挙公約の各項目をそれぞれ個別に推進するのではなく、市長の政策を、総合計画との整合性も考慮しながら市の行政施策に組み立てなおしたうえで、関連する事業に重点的に予算措置をして、政策実現を図ることとしています。

具体的に申しますと、浅利市長は、就任直後の平成18年7月臨時会で所信表明を行い、「子ども達の未来が輝くまちづくり」という政策目標などを明らかにした。続いて、この政策目標や「教育文化都市」などの6つの都市像の実現に向けた具体的な行政施策として、政策会議での審議を経て、平成19年度から22年度までの間に重点的に推進すべき14項目の重点施策を決定しました。これらの重点施策に沿って、毎年度、重点事業を予算化しています。こうした事業の計画や進捗状況については6つの都市像に沿って、毎年度の予算編成方針、予算の概要、決算の概要などで明らかにしており、市議会への説明に加えて、随時広報誌や市ホームページなどを通じて、広く情報発信しているところでございます。

今後も引き続き、自治基本条例の規定の趣旨を踏まえた取り組みを進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

## (二問目質問・提案・要望)

①事業系一般廃棄物の処理手数料について、一部税負担をしている理由をいくつも述べられましたが、納得のいくものではありません。近隣自治体との料金水準の均衡といっても、大阪府内には豊中市の倍以上の処理手数料を設定している自治体がいくつもあります。不法投棄の増加や、市民への価格転嫁といった問題も、事例がほとんどありません。ごみ排出事業所に対するごみの適正処理と減量への誘導、原価との乖離の圧縮が必要なのであれば、なおさら、税負担を廃止し、事業者にごみ処理にかかる費用を全額負担させるべきです。私は、なかなか排出量の削減が進まない事業系一般廃棄物に対して、事業者にごみ処理にかかる費用の全額負担を求め、クリーンランドへの無駄な負担金の支出を見直すだけで、廃棄物の発生抑制・減量を図れると思います。是非とも、事業系一般廃棄物の処理手数料を実質処理費用に改定するように努め、無駄な税金の支出をやめて頂くことを強く要望しておきます。

②次に千里文化センターの内装についてですが、先ほどの答弁で、来月に開催予定の「コラボまつり」で、壁面利用の具体的な実践として、公民館グループの作品展示を試行的に実施するとのことで、いいモデル事業となればと思います。また、新たに立ち上げられた「千里文化センター市民運営会議」は、公募市民・学識経験者・行政が同じテーブルにつき、傍聴者発言を認めるなど、開かれた会議運営をしていると思いますので、ぜひ、コラボの内装についても議論し、なるべく早く何らかの結論を出して頂きたいと要望しておきます。

③次に自動販売機設置使用料についてですが、大阪市も自動販売機設置事業者の公募入札を昨年4月から開始しています。既に約220台を公募入札に変え、その効果として約830万円だった設置使用料収入が、約1億8000万円になったそうです。大阪市は以前、自動販売機の設置を福利厚生会にほぼ無償で許可し、それにより得た利益が職員の福利厚生に回っていたことが問題視され、福利厚生改革の一環として自動販売機設置事業者の公募入札が導入されました。豊中市でも豊中市職員厚生会や特定の団体が、使用料免除で自動販売機の設置を許可され、利益をあげています。私は、自動販売機設置事業者の公募入札を導入し、特定の団体、組織ではなく、豊中市が利益を得る形にすべきだと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

自動販売機の設置使用料に関する再度のご質問にお答えいたします。

許可しております団体につきましては先程もお答えいたしました営利を目的といておられない団体であり、販売機による利益が各団体の運営に効率よく活用されており、市はその活動において間接的な支援を行っているとの考えによるものです。

しかしながら競争入札につきましては45台と台数は非常に少なく、大きな使用料収入の増は期待出来ないものと考えますが、現状の市の財政状況から、今後は、大阪府や大阪市の事例を参考に、各施設の管理者とも調整を行い、市として公募入札方式が良いのか、また許可条件の中に使用料設定を行った方が良いのかも含め検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

④次に市長の責務についてですが、「市長の責務は、市民への説明責任を果たすべきとの観点から、あえて設定した。」との答弁でした。市民がどの程度、市長の選挙公約、選挙公約実現のための実施計画、進捗状況を理解していると思われるのかを伺ったのですが、うまいことはぐらかされた感じがします。また、「今後も引き続き、自治基本条例の規定の趣旨を踏まえた取り組みを進めていく」との事でしたが、そもそも私は自治基本条例の規定の趣旨を踏まえているのか疑問です。市長は自らの公約に「自治基本条例の策定」を掲げられ、条例を制定され、昨年4月に施行を迎えられました。法律や条例、制度はつくる事も大事かもしれませんが、施行した後どのように活かすかがより重要なのではないのでしょうか？市長が率先して自治基本条例に基づき、選挙公約・公約達成度、公約の今後の達成計画を市民に明らかにし、市長の責務を果たすことに努めて頂く事を強く要望しておきます。

### (三問目要望)

③自動販売機設置事業者の公募入札について、市庁舎や市有施設の一部を貸して利益を得ている団体や組織から、設置使用料を一切取っていないということに大いに疑問を感じます。市有施設や市役所内で営利活動、販売活動を黙認しているようなものではないでしょうか。大阪府の方も、大阪市の方も「公募入札に移行して、問題や課題は今のところ見当たらない。条例改正等は必要だが、各自治体の裁量でできることなので、そんなに難しいことではない」と仰ってました。市の歳入を増やすためにも、ぜひ、自動販売機の公募入札を検討し、早急に実施して頂きたいと強く要望します。また、最近、災害対応型の自販機やAED内蔵型の自販機が設置されているところを見かけることがあります。市役所や市有施設ではこういったタイプの自販機をなるべく設置するように、努めてはどうかと提案しておきます。

今回、私は、市民に負担をかけず豊中市の歳入を増やす方法や、税金の無駄遣いの見直し、市民の才能やアイデアの有効活用を提案させて頂きました。市民だけでなく職員の方々もアイデアをお持ちだと思いますが、財政が厳しいということで活かされきれてないのではないのでしょうか。それらのアイデアを一つでも多く実現させるために、歳入を増やそうとする、市民の力を活かそうとする今回の提案をぜひ、ご検討頂きたいと思います。

最後に、このインターネット中継をご覧の方々、ぜひ、周りの方にこのインターネット中継をご紹介ください。開かれた議会づくりのために皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上で、無所属神原宏一郎の個人質問を終わります。ありがとうございました。